

定例記者会見 市長あいさつ・説明

令和5年11月20日（月）午後3時30分～

佐久市役所 南棟3階大会議室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、「令和5年佐久市議会第4回定例会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げます。

はじめに今回提出する議案ですが、資料1のとおり、条例案4件、事件案6件、予算案8件、合計18件です。

時間の制約もございますので、主なものをご説明申し上げます。最初に、条例案について申し上げます。

資料1の1ページ及び4ページをご覧ください。

議案第94号、「佐久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び議案第97号、「佐久市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に伴い、「新型インフルエンザ」を「特定新型インフルエンザ」に改める等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

議案第95号、「佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報

報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、福祉医療費の受給者資格の認定及び支給額の決定に当たり、個人番号を利用して 医療保険各法に関する情報を確認できるよう、所要の改正を行おうとするものです。

なお、本案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

議案第 9 6 号、「佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「地方税法等」の改正により、出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、本案は、令和 6 年 1 月 1 日から施行しようとするものでございます。

条例案については、以上です。

次に、事件案について申し上げます。

5 ページをご覧ください。

議案第 9 8 号、「佐久市・軽井沢町清掃施設組合の解散及び財産処分」につきましては、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって佐久市・軽井沢町清掃施設組合を解散すること及び同組合の財産処分について、地方自治法第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条の規定による構成団体の協議を行うため、地方自治法 第 2 9 0 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

6 ページをお願いいたします。

議案第 9 9 号、「浅麓環境施設組合規約の変更」につきましては、浅麓環境施設組合の規約変更の協議にあたり、地方自治法 第 2 9 0 条の

規定により、議会の議決をお願いするものであります。

変更の内容は、浅麓 汚泥再生処理センター 下水道 汚泥処理施設の財産処分が完了したことにより、共同処理する事務から関係する規定を削除するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、変更後の規約は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、7ページ、12ページ及び13ページをお願いいたします。

議案第100号、議案第102号及び議案第103号については、指定管理者の指定に関する議案でございます。

いずれも令和6年4月1日からの指定管理者の指定に係る議案で、今回の指定にあたり指定管理者が変更になる施設はございません。

なお、指定管理者の指定に係る議案毎(3件)の概要につきましては、次の8ページの「指定管理者の指定に係る施設一覧」をご覧ください。こととで説明は割愛させていただきます。

事件案につきましては、以上です。

続きまして、予算(案)について申し上げます。

予算案は、一般会計2件、特別会計6件の計8件であります。

14ページをご覧ください。

議案第104号、令和5年度一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出予算の総額に、300万円を追加し、総額を502億7,859万5千円にしようとするものです。

これは、佐久長聖高等学校の第74回全国高等学校駅伝競走大会出場に伴う交付金であります。

本案につきましては、議会最終日(12月21日)の議決では、12

月24日に開催される全国大会への出発までいとまがないことから、議案の提出日であります議会初日（11月27日）に議決をお願いするものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

議案第105号、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に6億1,548万8千円を追加し、総額を508億9,408万3千円にしようとするものです。

18ページをご覧ください。

「歳入」について申し上げます。

11款の地方交付税は、普通交付税の増額です。

15款の国庫支出金は、こども家庭庁発足による交付金制度の改正に伴う「保育所等整備交付金」の皆減及び「就学前教育・保育施設整備交付金」の予算化、並びに利用の増加に伴う「障害児通所給付費等負担金」及び「障害者自立支援給付費負担金」などの増額です。

16款の県支出金は、こども家庭庁発足による交付金制度の改正に伴う「認定こども園施設整備事業補助金」の皆減、補助内示等に伴う「農村地域防災減災事業補助金」の予算化、県制度改正に伴う「子育て支援総合助成金」及び「保育士加配支援事業補助金」の組替え、利用の増加に伴う「福祉医療給付事業補助金」などの増額です。

17款の財産収入は、旧青沼小学校の土地建物売払代金です。

18款の寄附金は、申請状況に伴うふるさと納税寄附金の増額及

び受付期間の終了に伴うクラウドファンディング型ふるさと納税寄附金「市民交流ひろば複合遊具の修繕のため」（34件）の増額、並びに指定寄附金「不登校対策のため」（1件）、「福祉充実のため」（4件）、「高齢者福祉の発展のため」（1件）「市民交流ひろば複合遊具の修繕のため」（3件）です。

19款の繰入金は、電気自動車購入促進事業への財源として充当します「環境エネルギー事業特別会計繰入金」などです。

次に、19ページ「歳出」でございます。

20ページからの「主な補正内容」でご説明いたします。

総務費の「総務一般事務費」は、国庫支出金等の精算等に係る返還金の増額です。

「企画調整費」は、ふるさと納税の寄附見込額を上方修正したことに伴う経費の増額です。

民生費の「社会福祉事務費」は、寄附採納に伴う福祉基金積立金です。

「障害者自立支援給付費」は、国の報酬改定に伴うシステム改修委託料及び利用増に伴う自立支援給付費の増額です。

「後期高齢者医療事業費」は、前年度療養給付費確定に伴う負担金の増額及び特別会計の前年度決算に伴う繰出金の減額です。

「児童福祉医療給付事業費」は、子ども福祉医療費の利用増に伴う給付金の増額です。

「児童保育事業費」は、県の補助制度の改正に伴い、私立保育所等に対する乳児及び1歳児保育に係る補助金の組替及び使用済みおむつの保管ごみ箱等の購入に係る補助金の増額です。

「障害児保育事業費」は、私立保育所等の障害児保育を必要とする園児数の増に伴う委託料の増額です。

21 ページをお願いいたします。

「市単児童保育事業費」は、こども家庭庁発足による補助制度の改正に伴う「認定こども園 ねねい ふたば」に係る施設整備補助金の増額です。

「児童館管理運営事業費」は、利用実態等からエアコンの追加設置が必要な児童館への設置工事に係る設計委託料です。

「公共交通対策事業費」は、久保通線の運行方法等の見直しに伴う路線バス運行に係る負担金及び補助金の組替えです。

衛生費の「新エネルギー推進事業費」は、電気自動車購入促進事業補助金の申請者数増に伴う補助金の増額です。

農林水産業費の「農業生産振興事業費」は、年度当初に発生した凍霜害を踏まえ、対策を促進するための燃焼資材等の購入費に対する補助金です。

「農業用施設整備単独事業費」は、石神排水ポンプ施設の県からの移管に伴う電気料の増額及び国の補助内示等に伴うため池の地震耐性評価に係る土地改良施設調査委託料です。

教育費の「小学校施設整備事業費」は、旧青沼小学校の土地建物の売却に伴う小・中学校施設整備基金積立金です。

22 ページをご覧ください。

「体育施設管理運営事業費」は、駒場公園屋内プールの改修工事に係る設計委託料です。

23 ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正は、追加3件です。

24ページをご覧ください。

第3表の債務負担行為補正は、追加6件です。

25ページをご覧ください。

議案第106号から第111号は、6つの特別会計に係る補正予算です。

国民健康保険特別会計（事業勘定）は、産前産後保険税免除制度の新設に伴うシステム改修委託料、国県支出金等の返還金及び前年度繰越金の確定に伴う基金積立金の増額に係る補正です。

介護保険特別会計は、過年度の精算に伴う国庫支出金等返還金及び一般会計繰出金の増額に係る補正です。

後期高齢者医療特別会計は、前年度の出納整理期間中に収納された保険料の確定に伴う保険料等負担金の増額に係る補正です。

環境エネルギー事業特別会計は、電気自動車購入促進事業の財源とするための一般会計繰出金の増額及び太陽光発電設備ケーブル切断に対する損害保険金給付に伴う財源組替に係る補正です。

国保浅間総合病院事業特別会計は、介護医療院の開設中止に伴う工事請負費及び工事諸費の減額に係る補正です。

下水道事業特別会計は、次のページにある債務負担行為の設定に係る補正です。

26ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為は、下水道事業特別会計において、新たに1件の設定を行うものです。

予算（案）につきましては、以上です。

以上、今議会に提出いたします主な議案につきまして、ご説明申し上げます。

次に資料2をご覧ください。

「令和5年度 第二次佐久市総合計画 実施計画」についてご説明いたします。

令和5年度の実施計画につきましては、コロナ禍からの日常生活の回復というプラス要因から、昨今の急激な物価上昇というマイナス要因まで、本市を取り巻く社会経済情勢は非常に流動的な中、本市の強みとしてきた「暮らしやすさ」の在り方も、時代に即して刷新し、市民満足度の向上につなげていくことを念頭に策定をいたしました。

そのためのアプローチといたしまして、本市の将来を担う若者・女性・子育て世代に明確に訴求する事業、DX（デジタル・トランスフォーメーション）・GX（グリーン・トランスフォーメーション）を推進する事業や、辺地や過疎地域など中山間地域の維持・創生及び真に困窮している人々に向けた取組などに重点化して、計画したものでございます。

資料についての説明は以上になります。